

11 パートタイム労働者と社会保険（健康保険・厚生年金保険）

社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入手続き

全ての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除き常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所は、強制適用事業所となり、そこで働く労働者は、原則として被保険者となります。

健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所

- 全ての法人の事業所
- 製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、教育研究調査業、医療保健事業、通信報道業、社会福祉事業を行い、常時5人以上の従業員を使用する事業所

厚生労働省では、パートタイム労働者については、次の2つの要件を満たす場合は被保険者とするのが妥当であるとしています。また、健康保険の適用除外規定があり、例えば、契約期間が2か月以内の労働者は除外されますが、その期間を超えて引き続き雇用すれば対象者となります。

被保険者の資格要件

- ① 1日又は1週の所定労働時間が、その事業所で同種の業務を行う通常の労働者の所定労働時間の概ね4分の3以上あること。
 - ② 1か月の所定労働日数が、その事業所で同種の業務を行う通常の労働者の所定労働日数の概ね4分の3以上あること。
- ※ 以上はあくまでも一つの目安であり、これらの基準に該当しない場合であっても、総合的に判断して常用的使用関係があると認められる場合は、対象者となります。

なお、被保険者が育児休業を取得する場合は、年金事務所に申請することで、本人分・事業主分共に休業中の社会保険料が免除されます。

また、パートタイム労働者が健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、かつその配偶者が被保険者となっている場合、原則として、パートタイム労働者の年収が130万円未満であれば、健康保険は被扶養者扱い、国民年金は第3号被保険者（本人負担なし）となります。

年収が130万円以上であれば、国民健康保険の被保険者となり、かつ20歳以上60歳未満であれば国民年金の第1号被保険者になります。

社会保険の適用要件（パートタイム労働者の配偶者が雇用されている場合）

資格要件	所定労働時間	1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者（注1）	1日または1週間の所定労働時間もしくは1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者（注1）		
	年収	1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者（注1）	原則として年収が130万円（180万円（注2））未満		原則として年収が130万円（180万円（注2））以上
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	（家族が健康保険等被用者保険に加入している場合）健康保険等被用者保険の被扶養者	（家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合）国民健康保険の被保険者	国民健康保険の被保険者
	年金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者（国民年金の第2号被保険者）（注3）	（配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合）厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）（注3）	（配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合）国民年金の第1号被保険者（注3）	国民年金の第1号被保険者（注3）

（注1）保険者が労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して、常用的使用関係が認められれば、社会保険が適用されます。

（注2）認定対象者が60歳以上の者である場合（医療保険のみ）、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の支給要件に該当する程度の障害者である場合。

（注3）対象となるのは、第1号被保険者が20歳以上60歳未満、第2号被保険者が70歳未満（厚生年金の場合）、第3号被保険者が20歳以上60歳未満の者です。

※ 健康保険料（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ））

月額（東京都）	標準報酬月額の9.97%（労使折半） （介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）は、介護保険料率（1.55%）が加わり、11.52%となります。）
---------	---

従来、国（社会保険庁）が運営していた政府管掌健康保険は、平成20年10月1日から全国健康保険協会が運営しています。また、保険料率は平成21年9月分から都道府県毎の保険料率となっています。

健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問合せください。

※ 厚生年金保険料

保険料月額（一般被保険者）	標準報酬月額の17.120%（労使折半）
賞与に係る保険料（一般被保険者）	標準賞与額の17.120%（労使折半）

厚生年金保険料率は平成25年9月現在のものです。平成16年10月以降毎年0.354%引上げられ、平成29年度以降18.3%となる予定です。

詳しくは、最寄りの年金事務所、全国健康保険協会東京支部（03-5759-8025）へお問い合わせ下さい。（「相談窓口案内」のページ参照）

パートタイム労働者への社会保険（厚生年金、健康保険）の適用拡大に関する法律が成立しました

社会保障と税の一体改革として、政府は、第180回国会（平成24年3月）において、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出し、平成24年8月10日に成立しました。

改正内容は次のとおりです。

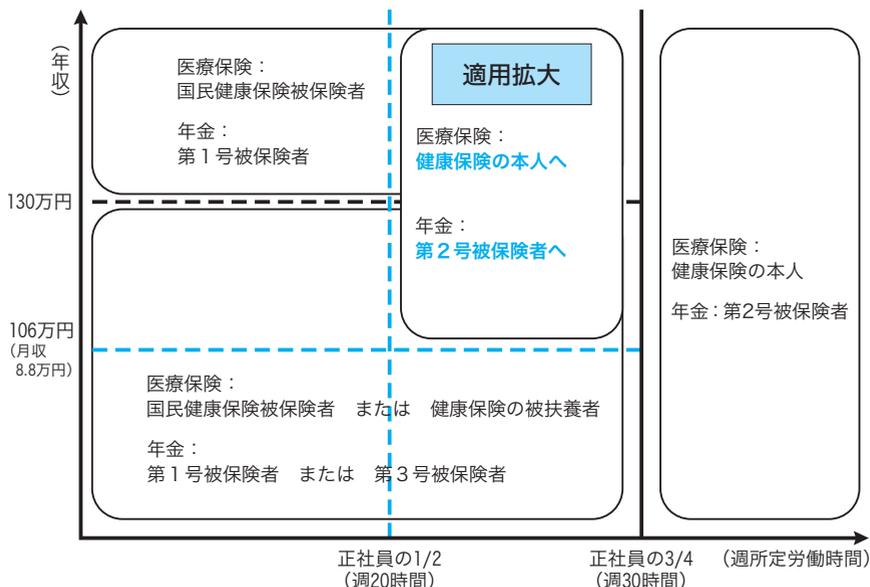
※2016年10月から適用、施行3年後に検討

- 対象労働者…労働時間週20時間以上、年収106万円以上、雇用期間1年以上のパート
※学生を除く
- 対象企業……従業員501人以上

	労働者			企業
	労働時間	収入	雇用期間	従業員数
新制度	週20時間以上	月収8.8万円以上 (年収106万円以上)	1年以上	501人以上※
現行	週30時間以上	規定なし	規定なし	規定なし

※現行の適用基準で適用となる被保険者数で算定

<現在の適用の要件、適用拡大で加入する制度の変化のイメージ>



(参考：厚生労働省ホームページ)